

## 協 定 書

川越町（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、川越町立川越中学校給食調理業務委託の委託期間までの間に行う打ち合わせ、事前準備等に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第1条 乙は、川越町立川越中学校給食調理業務委託を円滑に実施するため、甲からの業務の打ち合わせ及び川越町立川越中学校（以下「中学校」という。）に勤務予定の調理従事者に対する研修・訓練の事前準備（以下「本業務」という。）を行うものとする。

第2条 乙は、本業務を無償で行うものとする。

（協定期間）

第3条 協定期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（中学校の使用）

第4条 甲は、乙が実施する本業務に対し、学校給食の運営に支障のない範囲において、中学校の給食施設を無償で使用させるものとする。

（試し炊き）

第5条 乙は、本業務の一環として甲が指定した献立に基づき、甲が提供した食材で副食の試し炊き（480食を限度とする。）を1回又は2回行うものとする。この場合において、食材費は甲の負担とする。

2 乙の判断により前項に加えて試し炊きを行う場合の食材費は、乙の負担とする。

（協議）

第6条 この協定書に疑義が生じた場合、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定書の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、甲乙が各自1通保有する。

令和 年 月 日

委託者 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

(甲)

川越町長 城田 政幸 印

受託者

(乙)

印